

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策を着実に推進するため、温室効果ガス排出量の削減の方向性を示すとともに、その実現に向けた具体的方策を明らかにすること。
- (2) 国と地方自治体の役割について、財源を確保したうえで具体的に示すとともに、都市自治体の役割に応じた実効性のある支援策を講じること。
- (3) 都市自治体が実行計画に基づいて取り組む施策に対し、財政措置の拡充等を図ること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 微小粒子状物質（PM2.5）について、実態把握のための監視測定体制を強化するとともに、都市自治体が行う測定や成分分析等に対する財政措置を講じること。
- (2) 現象解明及び汚染原因の究明を進め、濃度低減に向けた実効性のある対策を講じること。
- (3) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (4) 都市自治体が行う友好都市等との連携・協力の取組みに対し、支援措置を講じること。

3. 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。

4. 低周波音問題について、低周波音に関する調査・研究を推進するとともに、健康被害との関係について「参照値」ではなく「基準値」を設定すること。

また、低周波音に係る最新情報を随時提供すること。

5. 建築物におけるアスベストの除去工事等について、補助対象範囲の拡大など財政

措置の拡充を図ること。

6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 都市自治体を実施する特定外来生物の防除事業等について、更なる支援措置を講じること。
8. 火葬場の整備に対し、財政措置を講じること。
9. 世界遺産登録に向けた地域の取組みに対し、更なる支援措置を講じること。